



福島医発第700号(地)
令和3年 6月 1日

各医師会長 殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」
中途加入申込再開について

令和2年12月8日付福島医発第2391号(地)「新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』について」においてご案内のとおり、日本医師会会員医療機関向けに本制度が創設され、令和3年3月末を持って一旦募集が終了されておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染再拡大を踏まえ、中途加入を希望される声を多く寄せられたため、今般、中途加入申込を再開する旨、日本医師会より、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

■補償期間：令和3年6月1日から令和4年1月1日まで

※即日補償開始をご希望の場合は、申込み手続き後、掛金の入金が確認でき次第、入金日から補償いたします。なお、申込みスケジュールについては別添チラシをご確認ください。(7月以降も中途加入を受け付けております。)

■掛 金：1施設あたり28,000円(7ヶ月間)

※掛金は、厚生労働省の令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の対象になります。補助金の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(参照URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

■申込方法：日本医師会が開設する申込専用Webページにアクセスして、Web上で申込手続きをお願いいたします。詳細につきましては、日本医師会ホームページならびに別添チラシをご確認ください。

(参照URL) https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

※別添チラシを日医雑誌6月号および日医ニュース6月20号に同梱の上、送付されます。

(地 70)

令和 3 年 5 月 17 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長
今 村 聡
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」
中途加入申込再開について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 11 月 30 日付（地 422）「新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』について」においてご案内のとおり、日本医師会会員医療機関向けに本制度を創設し、令和 3 年 3 月末を持ちまして一旦募集を終了いたしました。今般の新型コロナウイルス感染再拡大を踏まえ、中途加入を希望される声を多く寄せられ、この度、中途加入申込を再開することにいたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会ならびに関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■ 補償期間： 令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 1 月 1 日まで

※即日補償開始をご希望の場合は、申込み手続き後、掛金の入金
が確認でき次第、入金日から補償いたします。なお、申込みス
ケジュールについては別添チラシをご確認ください。（7 月以降
も中途加入を受付けております。）

■ 掛 金： 1 施設あたり 28,000 円（7 ヶ月間）

※掛金は、厚生労働省の令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感
染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の対象になります。
補助金の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご
確認ください。

（参照 URL）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

■ 申込方法： 日本医師会が開設する申込専用 Web ページにアクセスして、
Web 上で申込手続きをお願いいたします。詳細につきましては、
日本医師会ホームページならびに別添チラシをご確認ください。

（参照 URL）https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

※別添チラシを日医雑誌 6 月号および日医ニュース 6 月 20 号に同梱の上、送付いたします。

新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度

医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、対応のために支出した消毒費用等や一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益、家賃などの継続費用を補償する制度です。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- 1** 院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により閉院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！
- 2** 休診日や土日・祝日を含む連続7日以上での閉院（もしくは外来閉鎖）を確認された時点で、補償金を請求できます！
- 3** 掛金は、厚労省の「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象です。
※本補助金の申請書提出期限は、令和3年9月30日（当日消印有効）です。詳細につきましては、厚労省ホームページをご確認ください。
- 4** 本制度は、日本医師会会員が開設または管理する医療機関であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

本制度は、7日以上での閉院（もしくは外来閉鎖）で100万円の補償金を受け取ることができる制度です。皆さまの医療機関経営の一部補填金としてご活用ください。

補償対象

加入できる
医療機関等

日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）
※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

補償内容と補償金額

補 償 内 容

以下の3つをすべて満たした場合 に、補償金を受け取ることができます。

- ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、**新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること**
- ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で**外部業者による消毒が行われること**
- ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、**休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること**

補 償 金 額

休業一時金：**100万円**

※休業一時金の年間総支払限度額（最高限度額）は1事故100万円、保険期間中100万円となります。
※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が目安として年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

保険加入手続き・補償金請求の流れ

医療機関は、日本医師会の指定する申込専用WEBページで加入申込を行い、期日までに日本医師会が指定する口座に掛金を振り込んでいただくことで保険に加入できます。
また、掛金は厚労省の「令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助対象になります。



※本制度の補償対象施設のうち、医療法上の病院または診療所以外の施設については、厚生労働省補助事業の対象外となります。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度加入申込みスケジュール

補償期間別掛金表			
補償期間	掛金(1施設あたり)	WEB申込締切	掛金入金締切(*1)
8ヶ月間	32,000円	(*2)	
7ヶ月間	28,000円	2021/ 5/25 16時	2021/ 5/26
6ヶ月間	24,000円	2021/ 6/24 16時	2021/ 6/25
5ヶ月間	20,000円	2021/ 7/26 16時	2021/ 7/27
4ヶ月間	16,000円	2021/ 8/25 16時	2021/ 8/26
3ヶ月間	12,000円	2021/ 9/24 16時	2021/ 9/27
2ヶ月間	8,000円	2021/ 10/25 16時	2021/ 10/26

【補償期間】

補償期間: 2021.5.(入金日)~2022.1.1

補償期間: 2021.6.1~2022.1.1

補償期間: 2021.7.1~2022.1.1

補償期間: 2021.8.1~2022.1.1

補償期間: 2021.9.1~2022.1.1

補償期間: 2021.10.1~2022.1.1

補償期間: 2021.11.1~2022.1.1

*1 掛金のご入金が確認できた時点で、お申込み手続きが完了となります。

*2 5/17の募集再開以降、6/1を待たずに即日補償開始をご希望の場合は、申込手続き後、掛金の入金が確認でき次第、入金日から補償いたします。
その場合、掛金は32,000円になります。なお、補償開始日は、1日に遡って補償されるものではありませんのでご留意願います。

加入申し込み方法

- ・加入を希望する医療機関は日本医師会が開設する申込専用WEBページにアクセスして申込手続を実施してください。
 - ・その後、加入医療機関は掛金を日本医師会が指定する口座にお振込ください。
- ※なお、振込先口座情報は、お申込み手続きの際にご登録いただく指定のメールアドレスへ申込み受付後、メールにてお知らせいたします。



申込専用WEBページ

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

補償金請求時の書類等

- ・以下の4種類の書類をご提出いただきます。
 - ①保険請求書(保険会社所定フォーム)
 - ②直近の決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し)
 - ③消毒費用等の領収書写し
 - ④医療従事者が感染(濃厚接触含む)し、休診日を含む7日間以上閉院(外来閉鎖)した事実を都道府県医師会または郡市区医師会にて証明する書面
- ※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が目安として年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。
※その他に負担した費用(検査受診のために支出した交通費や隔離期間中の宿泊費用等)についても補償金請求の対象となるため、追加資料の提出が必要な場合もあります。

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のお問合せ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本医師会 地域医療課
〒113-8621
東京都文京区本駒込2-28-16

本制度全般について

Tel:03-3946-2121
mail: jmabi2020@tmnf.jp

加入申し込み方法・
その他事務手続きについて

mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp